

ゴールデンウィーク発熱患者対応協力金交付要綱

(令和5年4月3日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゴールデンウィークにおける市内の医療提供体制の安定的確保を図るため、ゴールデンウィークの診療等に協力した医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対し、予算の範囲内において協力金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(協力金の交付対象者)

第2条 この協力金の交付対象者は、令和5年5月3日から令和5年5月7日までの間（以下「対象期間」という。）に診療を行った医療機関又は営業した保険薬局のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 医療機関

- ア 市内に所在する病院又は診療所であること
- イ 対象期間の1日又は複数日に1日当たり3時間以上診療を行うこと
- ウ 患者が薬の交付を受けられることができるよう、近隣の保険薬局と事前に調整すること（院内処方の場合を除く。）
- エ 受診・相談センターから紹介された発熱患者を広く受け入れ、外来で診療を行うこと
- オ 診療時間等について、所定の様式で報告すること

(2) 保険薬局

- ア 店舗が市内に所在すること
- イ 対象期間の1日又は複数日に1日当たり3時間以上営業すること
- ウ 連携する医療機関が本協力金の申請をしていること
- エ 新型コロナウイルス感染症患者に薬を交付する体制が確保されていること
- オ 営業時間等について連携する医療機関と事前に調整すること
- カ 営業時間等について、所定の様式で報告すること

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、ゴールデンウィーク発熱患者対応協力金交付申請書（様式第1号）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行った上で、協力金の交付の可否及び協力金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、ゴールデンウィーク発熱患者対応協力金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の変更)

第6条 規則第5条第1項の規定による変更の申請は、ゴールデンウィーク発熱患者対応協力金事業変更承認申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 前項の申請に対する承認は、ゴールデンウィーク発熱患者対応協力金申請内容変更承認通知書(様式第4号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 前項の規定による取消または変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、市長が定める期日までにゴールデンウィーク発熱患者対応協力金交付申請取下書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、ゴールデンウィーク発熱患者対応協力金実績報告書(様式第6号)により市長が定める期日までに行わなければならない。

(協力金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、その内容が協力金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき協力金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、ゴールデンウィーク発熱患者対応協力金確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(協力金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による協力金の額の確定等を行った後に協力金を交付するものとする。

2 前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた者は、ゴールデンウィーク発熱患者対応協力金交付請求書(様式第8号)を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、協力金の交付の決定を受けた医療機関等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により協力金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 協力金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(協力金の返還)

第12条 市長は、協力金の交付の決定を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第13条 協力金の交付を受けた医療機関等は、本協力金に係る提出書類及び証拠書類を協力金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、感染症対策室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月7日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

交付対象	交付額（1日につき）
医療機関	診療時間 1時間あたり2万円（20万円を上限とする。）
保険薬局	営業時間 3時間以上6時間未満 2万円
	6時間以上 4万円
<p>備考</p> <p>(1) 1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 仙台市病院群当番制事業及び仙台市小児科病院群輪番制事業に係る休日の診療は、協力金の算定の対象としない。</p>	